

女川町空き家バンク活用促進奨励金

町が実施する空き家等活用情報提供事業（空き家バンク）の登録や活用を促進するため、空き家バンクを通じて売却・賃貸契約が成立（マッチング）した方や、登録している空き家を改修する方に対し、それぞれ奨励金を交付します。

1 対象要件など

次のすべてを満たす場合、支援金の対象となります。

なお、**契約奨励金（マッチングへの奨励金）**と、**改修等奨励金**で一部要件が異なりますのでご注意ください。

■ 共通する要件

- ①市区町村民税の滞納がないこと
- ②女川町暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと

■ 契約奨励金の要件

- ③契約が以下に該当する契約でないこと
 - ・交付対象者の3親等以内の親族との契約
 - ・宅地建物取引業を営む者との契約
 - ・契約の相手方が入居する予定のない契約
 - ・1年以内の期間を定めて賃貸する契約

■ 改修等奨励金の要件

- ④改修等の完了日から起算して2年以上、空き家バンクに登録する意思を有すること。
- ⑤他の公共事業による助成金等を受けていないこと。

2 支援金額

（1）契約奨励金：1件あたり5万円

（2）改修等奨励金：次の改修等に要した費用の2分の1（上限50万円）

- ・台所、浴室、トイレ、洗面所等の改修
- ・内装、屋根、外壁等の改修
- ・建物に付属する設備の設置または交換

※上記2種の奨励金については、一の空き家に対し1回限りとします。

3 必要書類等

（1）契約奨励金について

【A 交付申請時】 ※売却等の契約締結日から60日以内に申請してください。

- ①女川町空き家バンク活用促進奨励金交付申請書（様式第1号）
- ②誓約書兼同意書（様式第2号）
- ③市区町村民税の納税証明書
- ④売却等契約を証する書類
- ⑤その他町長が必要と認める書類

【B 奨励金請求】

女川町空き家バンク活用促進奨励金交付請求書（様式第8号）

(2) 改修等奨励金について

【A 交付申請】 ※改修等工事の着手日までに申請してください。

- ①女川町空き家バンク活用促進奨励金交付申請書（様式第1号）
- ②市区町村民税の納税証明書
- ③改修等の施工内容及び積算内容が確認できる契約書または見積書の写し
- ④改修等の施工図面
- ⑤現況写真（空き家の外観及び施工箇所）
- ⑥その他町長が必要と認める書類

【B 改修工事中】 ※工事内容に変更がある場合のみ申請してください。

- ①女川町空き家バンク活用促進奨励金変更等承認申請書（様式第4号）
- ②変更後の契約書または見積書の写し
- ③変更後の施工図面
- ④変更後の施工箇所の写真
- ⑤その他町長が必要と認める書類

【C 実績報告】 ※改修が完了してから60日以内に報告してください。

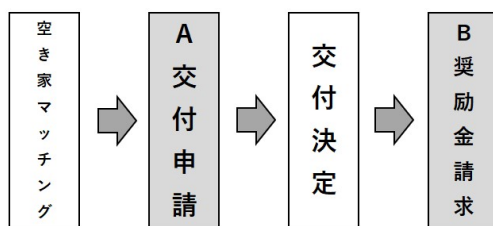
- ①女川町空き家バンク活用促進奨励金実績報告書（様式第6号）
- ②改修等の支払い領収書の写し
- ③改修等の完成写真
- ④その他町長が必要と認める書類

【D 奨励金請求】

女川町空き家バンク活用促進奨励金交付請求書（様式第8号）

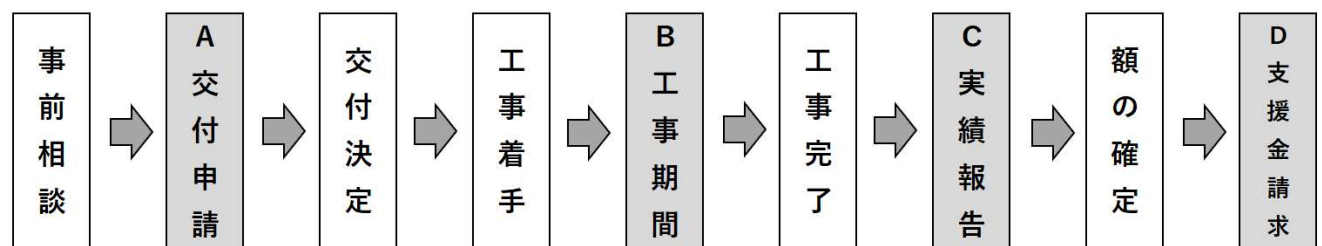
4 申請の流れ

■ 契約奨励金の流れ



必ず契約後60日以内に
交付申請してください。

■ 改修等奨励金の流れ



必ず工事着手前に
交付申請してください。

工事完了日から60日以内に
実績報告してください。